

○財務省告示第二百号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年七月二日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成三十年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第三百九十
十回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

格 競 入 札 入 決 定 後 行 札 入 格 務 大 臣 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 と の 間 に 於 いて 是 等 の 債 券 の 発 行 額 及 び 償 還 額 等 の 事 業 上 の 要 求 等 について 特 別 の 規 定 を 行 っ た

ロ

国 債 市 場
特 別 参 加
者 第 一 次
非 入 札 競 争
争 入 札 競 争
及 び 国 債 市 場
行 及 び 国 債 市 場
争 入 札 競 争
非 入 札 競 争
者 第 一 次
特 別 参 加
国 債 市 場

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 と の 間 に 於 いて 是 等 の 債 券 の 発 行 額 及 び 償 還 額 等 の 事 業 上 の 要 求 等 について 特 別 の 規 定 を 行 っ た

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争

額 面 金 額 一 兆 七 千 五 百 七 十 四 億 円 以 上 の 財 政 法 第 四 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ いて 行 っ た 利 付 国 債 の 発 行 額 及 び 償 還 額 等 の 事 業 上 の 要 求 等 について 特 別 の 規 定 を 行 っ た

十四

初期
利子

平成三十一年一月一日を支払期

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

る。定算する日に払い込むものとす。

り算出した金額を第二号の規定

払込金額を加え、次の算式によ

募入決定の通シセント

年○・一パーセントのけた者は、

十三

の経過
払込
み

の経過
払込
み

十二

入札
発行
競争

入札発行競争

十一

・別
第II
非

・別第II非

十

債市
及
特

債市及特別

九

争入
札
発行

争入札発行

八

非争
入札
発行

非争入札発行

七

者
第I
加

者第I加

六

特
別
加

特別加

五

国債
市場

国債市場

四

入札
発行
競争

入札発行競争

三

価格
競争

価格競争

二

金額
五
厘

金額五厘以上

一

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

〇

金額
五
厘

金額五厘

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 入札参加 払場所 元利支 償還金額 償還期限 後の第二期利子

平成三十年七月二日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額 平成三十一年七月一日 支払う。六月間に属する利子 支払期とし、前六月間に属する利子 毎期とし、各支払期におい、 毎一年一月一日及び七月一日を 毎期とし、各支払期におい、

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times 1$$

とする。 次号及び第十六号において規定 所の翌営業日に支払うこと。 金の額を、支払う。ただし、 金額を、支払う。ただし、 金の額を、支払う。ただし、